

令和5年度 第1回  
+safe協議会（小売業）

令和5年6月26日（月）

大阪労働局 労働基準部 安全課・健康課

1

目次

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画について

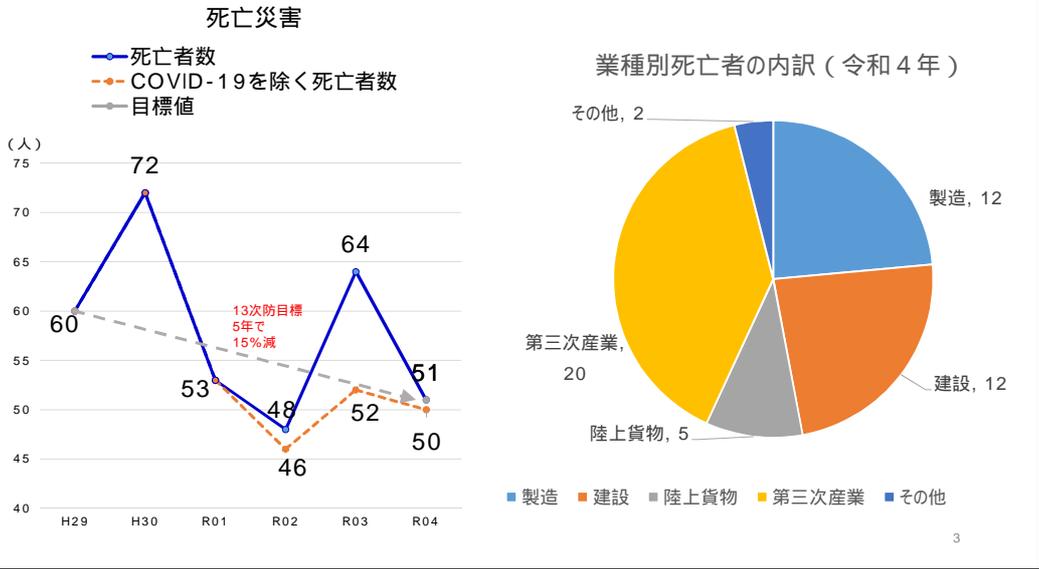
- 1 第13次労働災害防止推進計画の実績
- 2 第14次労働災害防止推進計画について  
・アウトプット指標・アウトカム指標について（安全課・健康課）

大阪発・新4S運動について

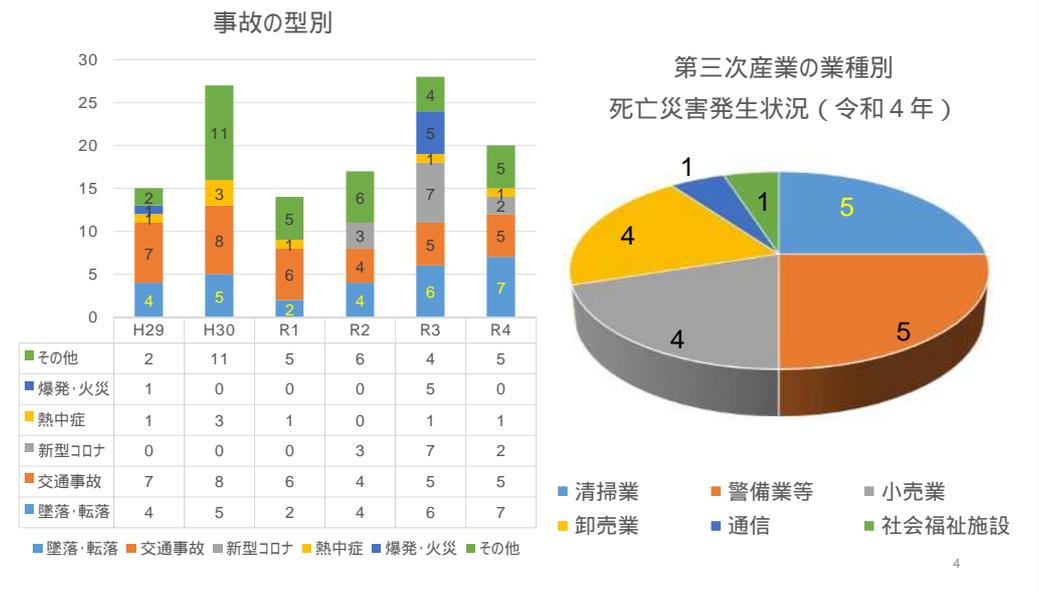
- 1 安全見える化活動
- 2 安全Study活動
- 3 リスク評価推進活動
- 4 命綱GO活動（参考）

2

# 第13次労働災害防止推進計画の実績



# (参考) 第三次産業における死亡災害発生状況

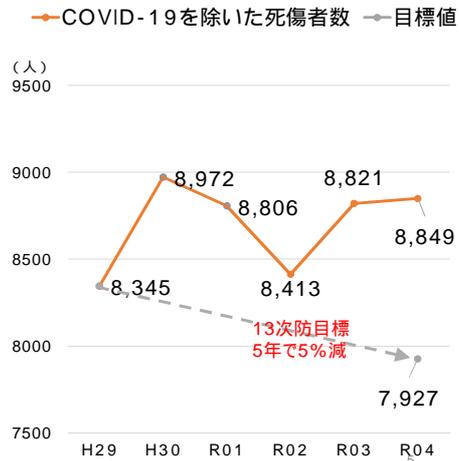


## 第13次労働災害防止推進計画の実績

休業4日以上之死傷者数

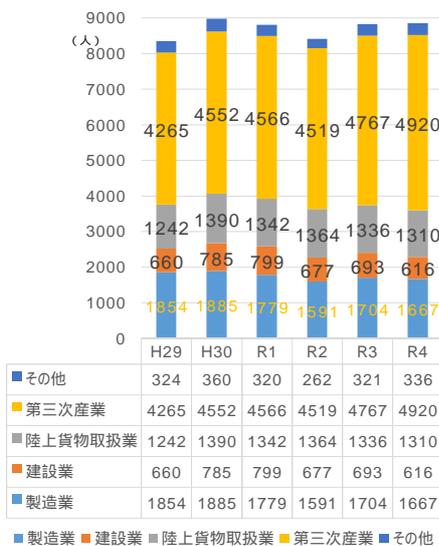


休業4日以上之死傷者数（コロナ除く）

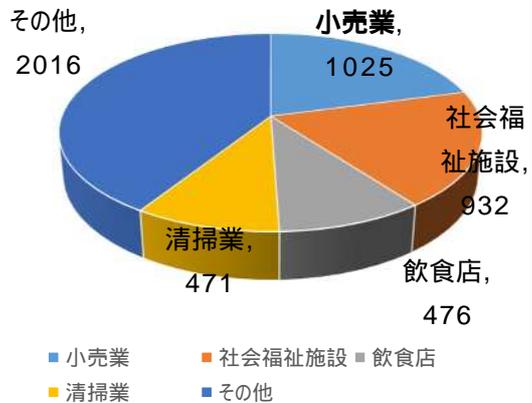


## (参考) 第三次産業における死亡災害発生状況

業種別死傷災害発生状況



第三次産業の業種別死傷災害発生状況  
(令和4年)



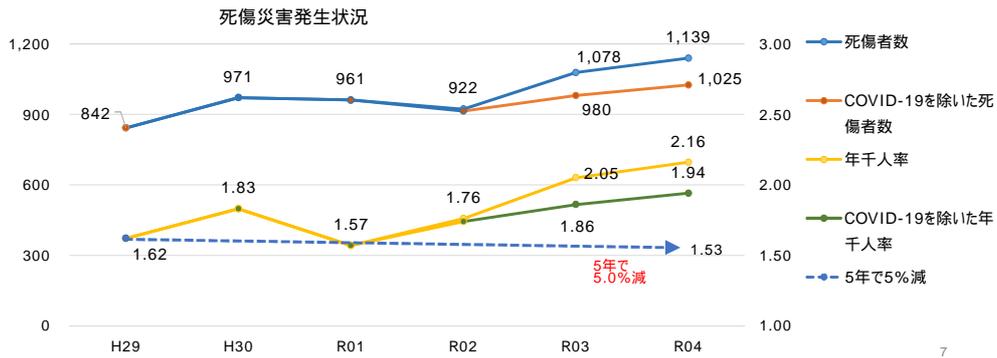
# 第13次労働災害防止推進計画の実績

## 第三次産業対策（小売業）

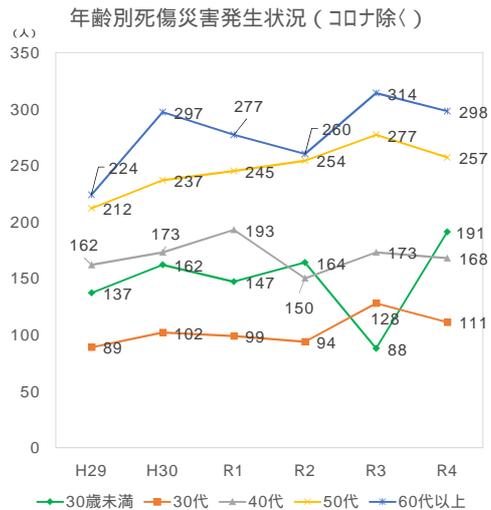
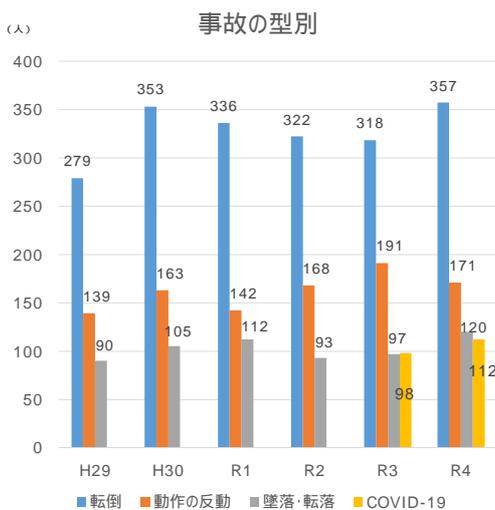
年千人率は令和5年の実績を示し、その下は実績人数を示す。

計画の目標	目標を数値化したもの	実績	実績 (COVID-19によるものを除く)
【小売業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 1.62 1.53以下 (842人)	2.16 (+5.4%) 1,139人 (2022年)	1.94 (+4.3%) 1,025人 (2022年)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



## (参考) 小売業における労働災害発生状況（事故の型別・年齢別）



出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

## 第14次労働災害防止推進計画

### アウトプット指標とは

労働者の協力の下、事業者において実施される指標

→ 事業場が安全衛生管理活動に取り組んでもらう内容を示した指標

### アウトカム指標とは

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項

死傷災害全体として、以下の目標を掲げる。

- ・死亡災害について、2022年と比較して2027年において5%以上減少
- ・死傷災害について、死傷者数が2022年と比較して2027年までに減少

9

## 第14次労働災害防止推進計画アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。</li> <li>・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</li> </ul>
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。</li> </ul>
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者の死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。</li> </ul>

10

## 安全衛生教育について

- ・労働安全衛生規則第35条について
  - 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
  - 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
  - 作業手順に関すること。
  - 作業開始時の点検に関すること。
  - 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
  - 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
  - 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

厚生労働省職場のあんぜんサイト



まんがでわかるシリーズ



11

## 第14次労働災害防止推進計画アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進 (参考)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに<u>45%以上</u>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して<u>5%以上減少</u>させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに<u>85%以上</u>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して<u>15%以上減少</u>させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに<u>60%以上</u>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ<b>死傷者数</b>を2027年までに2022年と比較して<u>5%以上減少</u>させる。</li> </ul>

12

(参考) 荷主の協力が必要になります！

## (1) 道路貨物運送業の実情

### 高齢化と慢性的な長時間労働

労働時間と賃金はどうか？

	年齢	勤続年数
全産業平均	43.7歳	12.3年

	年齢	勤続年数
トラック(大型)	50.2歳	12.4年
トラック(中小型)	47.8歳	11.6年
タクシー	58.3歳	10.8年
バス	53.4歳	13.0年

令和4年賃金構造基本統計調査  
(厚生労働省)を加工して作成

(参考) 荷主の協力が必要になります！

施行期日：平成31年(2019年)4月1日  
(中小企業は、令和2年(2020年)4月1日)

自動車運転者は適用猶予



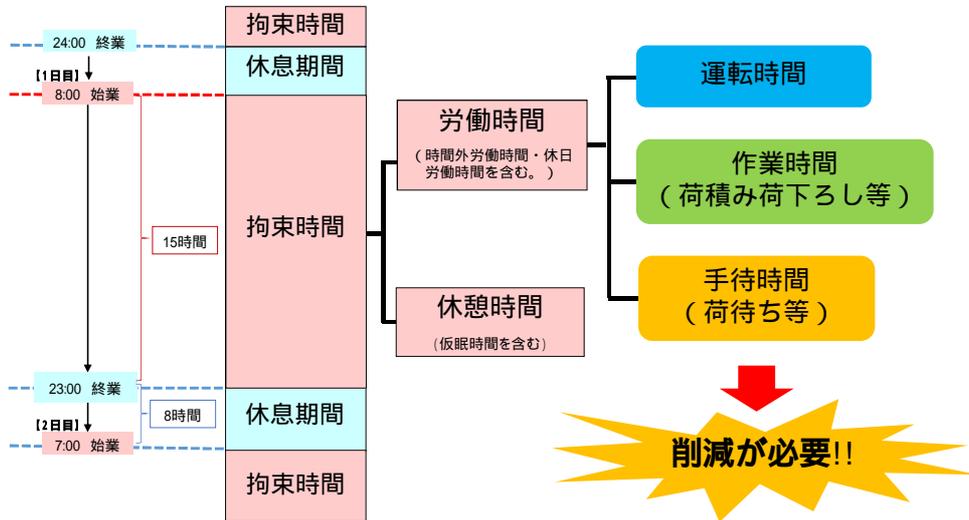
#### 自動車運転の業務

- ・令和6年(2024年)4月1日から適用
- ・上限時間は年960時間とする
- ・将来的な一般則の適用については引き続き検討

(参考) 荷主の協力が必要になります！

## 2024年問題の背景

改正内容を守るためには...



(参考) 荷主の協力が必要になります！

## 「荷主」って誰のこと？



いえいえ。  
**荷主**というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、会社の規模など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

幅広く要請をしております！



(参考) 荷主の協力が必要になります！

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者

企業の皆さまへ  
荷主の皆さまへ

**情報いろいろ宝箱**

☰ 情報いろいろ宝箱 (荷主の皆さまへ)

動画

【字種版】今こそ始めてみませんか？トラック...

ドラマ仕立ての動画  
【荷主・運送事業者が協力し合い、改善に挑む】

【字種版】今こそ始めてみませんか？トラック...

【荷主・運送事業者が協力し合い、改善に挑む】

**相談窓口** **トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト**

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>

詳しくは...

トラックポータル

🔍 検索

か

上のQRコードで

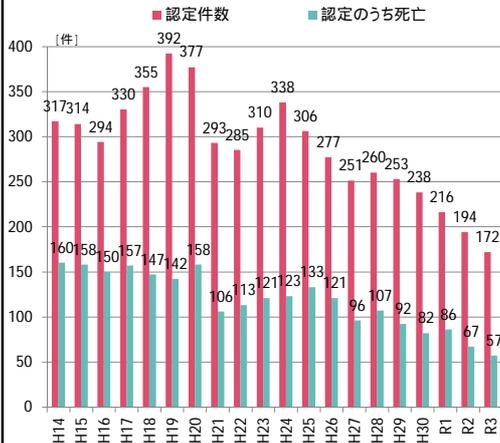
## 第14次労働災害防止推進計画アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業における年次有給休暇の取得率を<b>2025年までに70%以上</b>とする。</li> <li>勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を<b>2025年までに15%以上</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を<b>2025年までに5%以下</b>とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> <li>50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに<b>50%以上</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに<b>50%未満</b>とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> </ul>	<p><b>労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。</b></p>

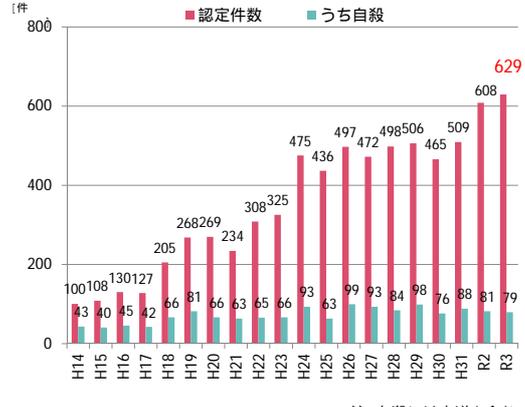
## 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。  
精神障害等の労災認定件数は、令和3年度に過去最高となった。

### 脳・心臓疾患の労災補償状況



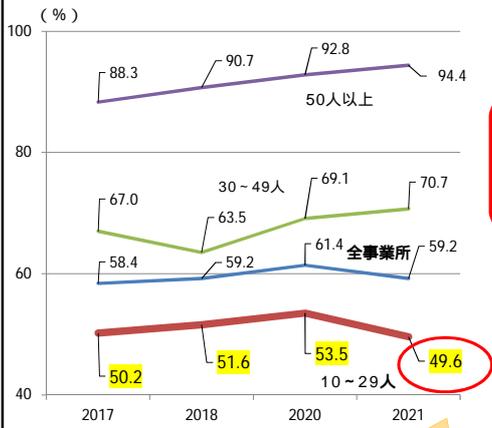
### 精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む  
(出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

## メンタルヘルス対策を取り巻く現状

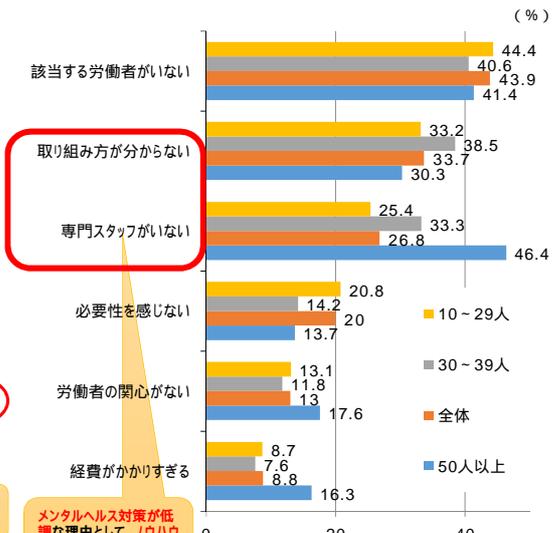
### メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

### メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

## 労働者の健康確保対策の推進

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

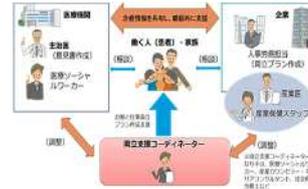
#### ➤ メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施**。
- ・**職場のハラスメント防止対策**に取り組む。



#### ➤ 過重労働対策

- ・**長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援**を受けるよう**勤奨** 他



#### ➤ 産業保健活動の推進

- ・事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- ・**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする**労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。

【相談先】産業保健総合支援センター（さんぼセンター）  
: <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

#### アウトプット指標（2027年まで、一部2025年まで）

- **メンタルヘルス対策**に取り組む**事業場を80%以上**とする。
- **50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施の割合を50%以上**
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を70%以上（2025年まで）
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上（2025年まで）

#### アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があると**する労働者を50%未満**（2027年まで）
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、**週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下**（2025年まで）

23

## 産業保健活動総合支援事業のご案内

### 産業保健総合支援センター - 47都道府県に設置

産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施  
産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**  
メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**  
事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

### 地域産業保健センター 産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施  
**長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**  
健康診断結果についての医師からの意見聴取  
労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

### 団体経由産業保健活動推進助成金

対象者：事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象：傘下の**中小企業等**に対し、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**

補助率：80%

上限額：100万円

\* 1団体につき年度ごとに1回限り

（お問合せ先）

（独）労働者健康安全機構 産業保健総合支援センターへの

お問合せ：0570-038046

助成金に関するお問合せ：0570-783046

24

## 第14次労働災害防止推進計画アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 (参考)	
<p>・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を<b>2025年までにそれぞれ80%以上</b>とする。</p> <p>・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を<b>2025年までに80%以上</b>とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</p> <p>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに<b>増加させる</b>。</p>	<p>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、<b>5%以上減少させる</b>。</p> <p>・増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して<b>減少させる</b>。 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p>

25

## 大阪発・新4S運動

「Safety」 安全 「Satisfy」 満足 「Shine」 輝く 「Smile」 笑顔

(スローガン) 「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.



(期間) 令和5年度から5か年

(主唱) 大阪労働局・管内各労働基準監督署

～ 4つの活動に取り組もう！ ～

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

26

## 安全見える化活動

「年間安全衛生計画」を作成し、実行することにより「安全衛生活動」を見える化する。

事業場・現場・店舗等の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化する。  
墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化する。

交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集、交通KYTや交通安全情報マップの活用などで「交通労働災害防止活動」を見える化する。

各企業・事業場・現場・店舗等におけるトップ自らが安全衛生に対する取組を宣言し、すべての労働者と安全衛生意識を共有する。

- ・建設業における「現場所長安全宣言」を現場の見やすい場所に掲示
- ・製造業における「工場長安全宣言」を事業場の見やすい場所に掲示
- ・小売業や飲食店の各店舗における「店長安全宣言」をバックヤードの見やすい場所に掲示

熱中症を防止するため、暑さ指数を表示して危険の度合いを見える化し、熱中症になった時の対応も見える化する。

階段中央部に黄色線を入れるとともに、  
上げ部分に黄色い  
を入れたことにより、  
左側通行の徹底、  
接触事故を防止



毎日、WBGT値  
を測定し、現場に掲  
示することで、熱中  
症に対する警戒意  
識の高揚に繋がった

27

## 安全Study活動

作業員への安全衛生教育の促進はもとより、各級管理者等に対する安全衛生教育についても計画的に行う。

危険体感教育の実施により、作業員の危険感受性を高める。

eラーニング教材を活用した教育にも取り組む。

建設業における送り出し教育を確実に実施する。

正社員以外の労働者に対し作業内容を理解させ、雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する。

高齢労働者、外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育や危険体感教育等について、母国語教材を取り入れるなどそれぞれの特性に応じた教育を行う。

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。エイジフレンドリーガイドライン。）に基づく取組の促進を図る

入職一年未満の経験の浅い者に対する安全作業スキルアップ教育を実施する。

労働者自らも進んで安全衛生教育を受講し、危険感受性を高め、健康の保持増進に努める。



Eラーニングも有効

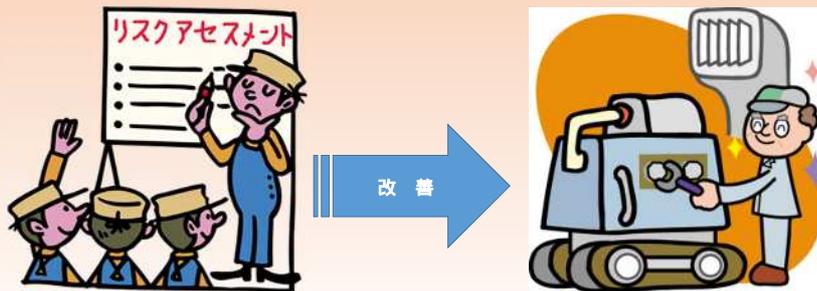
28

## リスク評価推進活動

事業場規模やこれまでの取り組み状況に応じて職場におけるヒヤリハット事例収集やKY活動を展開。  
職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく「年間安全衛生計画」を樹立。  
自主的安全衛生活動を活性化し、ステップアップを図る。

- 厚生労働省ホームページに掲載する「機械安全化の改善事例集」等を参考に非正常作業も含めた機械のリスクアセスメント等の実施の推進を図る。あわせて、残留リスク情報等はリスクアセスメント等を実施する際に重要であることから、機械の譲渡者等に対し、機械に関する残留リスク情報等の通知を促す。



29

## 命綱GO活動（いのちつなごうかつどう）（参考）

建設現場において、墜落制止用器具の確実な使用を徹底するため、墜落制止用器具試行訓練（作業前に墜落制止用器具の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。

墜落制止用器具使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業者間で相互の使用の確認を徹底する。

作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等墜落制止用器具取付け設備の設置を徹底する。

二丁掛け墜落制止用器具を基本に、高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。



試行ゲートで点検と訓練



フルハーネス型墜落制止用器具

30